

県有施設への太陽光発電設備等導入調査業務 仕様書（案）

1 委託業務の名称

県有施設への太陽光発電設備等導入調査業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月10日（月）まで

3 業務の目的

本業務は、本県における最大限の太陽光発電設備の導入を目指し、民間事業者のPPA方式のサービス等により、本県の保有する施設及び土地を活用して自家消費型太陽光発電設備を導入する場合の最適なモデルを調査・検討するもの。

4 調査の対象

- (1) 「敷地内設置により電力供給を受ける県有施設」 別紙「リスト①」
- (2) 「敷地外設置により電力供給を受ける県有施設」 別紙「リスト②」
- (3) 「県有未利用地」 別紙「リスト③」

※「敷地内設置」とは、需要地となる県有施設の屋上・屋根や、敷地内への野立て・カーポートによる設置を想定しており、系統接続を要しない設置方法を指す。

※「敷地外設置」とは、需要地となる県有施設の敷地外にある県有未利用地へ設置し、系統接続を行うことで、需要地へ電力供給する設置方法を指す。

※「リスト①」、「リスト②」で重複する施設はない。

「リスト③」は、「リスト①」または「リスト②」へ系統接続により電力供給を行う発電地である。

5 業務内容

(1) 敷地内設置による電力供給に関する調査（調査①）

イ 太陽光発電設備の設置に有望な県有施設の抽出

リスト①に記載のある県有施設について、県が提供する基礎データから、設置箇所の屋根や影等の状況等を勘案の上、抽出の考え方を明確に示して太陽光発電設備の設置に適する有望な県有施設（以下「有望施設」という。）を選定すること。

※図面や30分デマンド値等については、契約締結後にデータ提供する。

ロ 有望施設の順位付け

- ・「イ」の結果を踏まえ、施設における電気使用量や、昼間・夜間の使用量の変動等の状況を勘案した上で、施設ごとの設備導入コストや電気料金単価(円/kWh)等を試算するなど、採算性の観点から設備を導入する県有施設の順位付けを行うこと。
- ・なお、順位付けを行う際、施設ごとに「設置可能な最大限の導入容量」、「施設の電力使

用量を考慮した現実的な導入容量」を示すこと。

- ・順位付けに用いた概算等の考え方については、可能な限り細分化して内訳を示すよう努めること。なお、以下に内訳の参考を記載するが、必ずしも同じ項目とする必要はない。

【参考（概算事業費の内訳）】

- ・設備導入（部材費／設計費／工事費）
- ・運用保守（保守・点検費／保険料／屋根・土地の貸借料／固定資産税）
- ・その他（部材修繕費／撤去・廃棄費）

- ・順位付け後は、上位から数えて導入容量の合計が少なくとも1, 200kW以上となる施設を優先導入施設として6以上選定すること。優先導入施設を除く有望施設については、課題分析を行うこと。

ハ 優先導入施設における個別施設詳細調査の実施

優先導入施設について下記の項目について現地調査等を行い、その結果を整理すること。

なお、詳細調査を行うにあたり必要な図面類の収集については、発注者が窓口となるが、原則として受託者が現地調査の際に収集するものとする。

【考慮すべき項目】

- ・耐荷重等設置上の課題
- ※設置想定箇所が屋上や屋根の場合、耐荷重上、設置可能な導入容量を算出すること
- ※なお、構造計算書がない場合は推計等で算出すること
- ・施工に係る障害（工事搬入路の有無）／受光・風障害の有無／災害リスク
- ・施設の電力使用量／保安スペース／敷地内余剰地等の有無
- ・周辺環境（生活環境・近隣住民・景観等への影響、鉄道や近隣の架線等の敷設状況）
- ・その他設備導入に必要な情報や課題等

ニ 優先導入施設における導入方針・基本計画案の作成

「ハ」の結果を踏まえ、優先導入施設における太陽光発電設備等の設置について、以下の項目に関して検討、評価を行った上で、導入方針を含めた基本計画（案）を作成すること。

（イ）基本計画案の作成

○最適な事業スキームの決定

- ・採算性の観点から、導入手法や契約方法を比較評価し、最適なものを決定すること。導入手法には「自己所有」、「リース」、「オンサイトPPA」を必ず含めること。
- ・比較評価する際は、「ロ」と同様、可能な限り細分化して内訳を示すとともに、「電気料金単価（円/kWh）」を明らかにすること。なお試算に当たっては、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の別紙2「2（2）ア（ア）」を活用したケースを必ず含めて算定するほか、他に活用できる国の交付金等がある場合は、当該交付金等を活用した場合の試算をすること。

- ・敷地内の余剰地に蓄電池の導入が可能な場合や、リスト③の発電地からの電力供給が可能な場合は、その場合の「電気料金単価（円/kWh）」も試算すること。
- ・複数の優先導入施設で一括公募を行う際のコストメリットを定量的に評価すること。

○導入する設備の概要

- ・最適な導入方法、レイアウト、導入容量、蓄電池の有無、敷地内余剰地の活用等を明記すること。なお、レイアウトについては、パワーコンディショナーや接続ケーブル等、稼働に最小限必要な設備を含めること。

○想定発電量

- ・発電シミュレーション等を行い、自家消費率が50%以上となるか確認すること。

○留意すべき固有事情

- ・日影の範囲、防水施工の要否・期間等を確認すること。

○その他

- ・建築基準法等の必要となる法令手続き、反射光や騒音等の影響等を確認すること。

(ロ) 導入効果、費用対効果の評価

- 二酸化炭素排出削減量や経済効果等、導入の効果等の評価すること。

(2) 敷地外設置による電力供給に関する調査（調査②）

イ ベストマッチングの調査

系統容量の状況や気候条件等を考慮しながら、リスト③の発電地と、リスト②のNo1の需要地を含むリスト②の需要地2以上との最適な組合せ（以下「ベストマッチング」という。）について調査すること。なお、ベストマッチングにおける需要地の導入容量の合計が少なくとも1,000kW以上となるよう選定すること。

※リスト②のNo2以降の情報は契約締結後にデータ提供する。

ロ 導入手法の検討等

- ・「イ」の調査結果を踏まえ、ベストマッチングにおける導入手法（オフサイトPPA、自己託送方式等）や契約手法についてコスト及び採算性の観点から比較検討すること。なお、採算性については、「設備導入」や「運用保守」の他に、託送料金や小売電気事業者等への手数料等を加味した「電気料金単価（円/kWh）」を試算すること。また、自治体が活用可能な補助金についても調査すること。
- ・ベストマッチングにおいて余剰電力が見込まれる場合は、蓄電池が採算性に与える影響を評価するとともに、県内企業を想定した需要家への供給等を行うスキームを検討すること。また、今年度実施する「再エネ電力調達マッチング支援事業」の進捗に応じ、相乗効果を生むスキームについても検討すること。

6 報告

受注者は、業務の進捗に応じ、都度発注者に成果を報告するものとする。また、調査①及び調査②の結果について成果品としてとりまとめる。なお、調査①の結果については、中間報告書として別途とりまとめて提出する。

7 成果品

次のものを成果品として、(1)及び(2)は令和6年12月27日(金)、(3)及び(4)は事業完了後30日以内又は令和7年3月10日(月)までのいずれか早い期日までに作成、提出すること。なお、報告書はA4版で製本して納品し、記載内容は発注者と協議の上で決定すること。

- (1) 中間報告書(5部)及び電子データ
- (2) (1)及び調査関連データを含む電子データ(CD-R)
- (3) 委託業務実績報告書(5部)
- (4) (3)及び調査関連データを含む電子データ(CD-R)

8 留意事項

本事業は国の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」に係る補助事業を活用して行うため、その要領等に基づくほか、次の事項を遵守して事業を行うこと。なお、調査後は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」の活用を想定しており、その要領等にも基づくこと。

(1) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、発注者に帰属する。著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受注者において必要な権利処理を行うこと。

(2) 個人情報の保持

受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記1個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(3) 情報セキュリティの確保

受注者は、本業務を履行する場合における情報セキュリティの確保については、別記2情報セキュリティ特記事項を遵守しなければならない。

(4) その他

本県が昨年度に実施した「県有施設への太陽光発電設備等導入に係るサウンディング型市場調査」や「太陽光発電設備導入推進に向けた調査・検討業務」を本業務の参考とすること。調査結果については、本業務の契約締結後に事業者へ貸与する。

本業務に係る文書や資料等は、原則として、Microsoft Word、Excel 又はPowerPoint で作成する。

本業務の着手及び進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整のうえ、実施すること。また、仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理者等)

第 3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第 4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第 5 受注者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第 6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 61 条第 1 項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第 7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第 8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な安全管理措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

情報セキュリティ特記事項

(責任体制の整備)

第1 受注者は、本業務の情報資産の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第2 受注者は、情報資産の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、情報資産の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

3 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

4 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適正に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第3 受注者は、情報資産を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。また、作業場所を変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、所属名等が分かるように身分証明書等を常時携帯させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第4 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(教育の実施)

第5 受注者は、情報資産の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適正な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6 受注者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に携わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7 受注者は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

2 前項ただし書により、本業務の一部をやむを得ず再委託する場合、受注者は、再委託先に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

4 受注者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(情報資産の管理)

第8 受注者は、次の各号の定めるところにより、情報資産の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に情報資産を保管すること。
 - (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報資産を定められた場所から持ち出さないこと。
 - (3) 情報資産を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、情報資産を複製又は複写しないこと。
 - (5) 情報資産を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
 - (6) 情報資産を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - (7) 情報資産を管理するための台帳を整備し、情報資産の利用者、保管場所その他の取扱状況を当該台帳に記録すること。
 - (8) 情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
 - (9) 作業場所に、私物等の受注者が管理をしていないパソコン等の端末及び外部電磁的記録媒体等を持ち込んで、情報資産を取り扱う作業を行わせないこと。
 - (10) 情報資産を利用する作業を行うパソコン等に、情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- （目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第9 受注者は、本業務の情報資産について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

（情報資産の受渡し）

第10 受注者は、発注者との情報資産の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に情報資産の預り証を提出しなければならない。

（情報資産の返却、消去及び廃棄）

第11 受注者は、本業務の終了時に、本業務の情報資産について、発注者の指定した方法により、返却、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、本業務の情報資産を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき情報資産の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、情報資産の消去又は廃棄に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、本業務の情報資産を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録されたパソコン等や電磁的記録媒体等の物理的な破壊その他当該情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、情報資産の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第12 受注者は、発注者から、情報資産の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、情報資産の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び検査）

第13 発注者は、本業務に係る情報資産の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（インシデント時の対応）

第14 受注者は、本業務に関し、インシデントが発生した場合は、そのインシデントの発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該インシデントに関する情報の内容、件数、インシデントの発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、インシデントが発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適正に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 発注者は、本業務に関しインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントに関する情報を公表することができる。

リスト①：需要地・発電地「敷地内設置により電力供給を受ける県有施設」

No	【施設名】	【所在地】		【受電方式】	【設置可能面積(m ²)】	【年間電力消費量(kWh)】			【設置方法】				【塩害地域】		
						(年間昼間)	(年間夜間)	野立て	屋根	屋上	カーポート	非該当	塩害	重塩害	
1	総合運動公園(スポーツ施設関係)	利府町	菅谷字館40-1	高圧以上	8,037	4,428,680	(3,249,020)	(1,179,660)	○				○		
2	高砂コンテナターミナル駐車場	仙台市宮城野区	中野	高圧以上	3,400	2,461,333	(1,611,464)	(849,869)				○			○
3	産業技術総合センター駐車場	仙台市泉区	明通二丁目2	高圧以上	3,000	1,836,359	(1,277,616)	(558,743)				○	○		
4	みやぎ産業交流センター	仙台市青葉区	港三丁目1-7	高圧以上	41,000	1,545,660	(1,325,333)	(220,327)			○	○			○
5	まなウェルみやぎ	名取市	美田園2-1-4	高圧以上	3,503	1,392,047	(1,035,762)	(356,285)			○		○		
6	県運転免許センター	仙台市泉区	市名坂字高倉65	高圧以上	16,300	1,242,322	(1,149,078)	(93,244)		○		○	○		
7	保健環境センター駐車場	仙台市宮城野区	幸町四丁目7-2	高圧以上	1,044	995,922	(617,786)	(378,136)				○	○		
8	大崎合同庁舎駐車場	大崎市	古川旭四丁目1-1	高圧以上	4,954	874,739	(671,813)	(202,926)				○	○		
9	水産技術総合センター種苗生産施設	七ヶ浜町	松ヶ浜字浜屋敷142-1	高圧以上	1,423	745,813	(745,813)	(0)			○				○
10	古川農業試験場	大崎市	古川大崎字富国88	高圧以上	6,300	710,583	(402,071)	(308,512)	○				○		
11	仙台合同庁舎駐車場	仙台市青葉区	堤通雨宮町4-17	高圧以上	2,000	568,391	(451,457)	(116,934)				○	○		
12	仙台第三高等学校	仙台市宮城野区	鶴ヶ谷1丁目19番	高圧以上	436	531,767	(531,767)	(0)			○		○		
13	大河原合同庁舎職員駐車場	大河原町	字南129-1	高圧以上	2,339	523,695	(377,177)	(146,518)				○	○		
14	白石工業高等学校	白石市	郡山字鹿野43	高圧以上	700	514,388	(383,831)	(130,557)			○		○		
15	仙台三桜高等学校	仙台市太白区	門前町9-2	高圧以上	12,700	488,834	(379,293)	(109,541)	○				○		
16	気仙沼高等学校	気仙沼市	常楽130	高圧以上	756	453,346	(326,606)	(126,740)			○		○		
17	水産技術総合センター	石巻市	渡波字袖の浜97-6	高圧以上	2,614	371,069	(371,069)	(0)			○				○
18	仙台北警察署	仙台市青葉区	昭和町3-13	高圧以上	192	367,039	(286,448)	(80,591)			○		○		
19	栗原合同庁舎 駐車場敷地及び車庫屋根	栗原市	築館藤木5-1	高圧以上	1,948	336,087	(97,675)	(238,412)		○		○	○		
20	多賀城高等学校	多賀城市	笠神2-17-1	高圧以上	1,186	327,475	(327,475)	(0)			○			○	
21	石巻北高等学校	石巻市	鹿又字用水向126	高圧以上	1,198	318,810	(318,810)	(0)			○		○		
22	亶理高等学校	亶理町	字館南56-2	高圧以上	7,800	293,788	(228,497)	(65,291)			○		○		

23	宮城県泉高等学校	仙台市泉区	将監10丁目39番1号	高圧以上	900	280,077	(280,077)	(0)			○		○		
24	仙台向山高等学校	仙台市太白区	八木山緑町1-1	高圧以上	900	273,602	(223,660)	(49,942)			○		○		
25	石巻支援学校	石巻市	蛇田字新立野410-1	高圧以上	1,162	255,910	(182,516)	(73,394)			○		○		
26	宮城野原公園総合運動場	仙台市宮城野区	宮城野2-11-6	高圧以上	1,650	242,963	(242,963)	(0)		○			○		
27	角田警察署	角田市	角田字扇町5-7	高圧以上	313	215,611	(215,611)	(0)		○	○		○		
28	林業技術総合センター	大衡村	大衡字はぬき14-1	高圧以上	1,634	215,136	(112,077)	(103,059)		○			○		
29	宮城県宮城広瀬高等学校	仙台市青葉区	落合4丁目4-1	高圧以上	781	214,407	(214,407)	(0)			○		○		
30	白石警察署	白石市	大平森合字清水田4-1	高圧以上	317	198,328	(198,328)	(0)			○		○		
31	仙台港国際ビジネスサポートセンター	仙台市宮城野区	港3-1-3	高圧以上	1,123	186,075	(186,075)	(0)			○				○
32	宮城県登米高等学校	登米市	登米町寺池桜小路3	高圧以上	897	181,361	(130,411)	(50,950)			○		○		
33	涌谷高等学校	涌谷町	涌谷字八方谷三1	高圧以上	2,755	166,091	(135,192)	(30,899)			○		○		
34	松島高等学校	松島町	高城字迎山三5	高圧以上	650	163,945	(126,113)	(37,832)			○			○	
35	貞山高等学校	多賀城市	鶴ヶ谷1-10-2	高圧以上	3,738	159,141	(128,613)	(30,528)			○		○		
36	仙南総合プール	柴田町	大字本船迫字十八津入地内	高圧以上	3,273	157,698	(128,684)	(29,014)	○				○		
37	金成支援学校	栗原市	金成沢辺小崎87-1	高圧以上	914	143,968	(98,534)	(45,434)			○		○		
38	宮城県岩ヶ崎高等学校	栗原市	栗駒中野愛宕下1-3	高圧以上	655	135,187	(135,187)	(0)			○		○		
39	気仙沼水産試験場	気仙沼市	波路上岩井崎107	高圧以上	206	110,180	(67,305)	(42,875)		○		○			○
40	食肉衛生検査所	登米市	米山町字桜岡今泉314	高圧以上	500	96,332	(96,332)	(0)			○		○		
41	宮城県障害者福祉センター	仙台市宮城野区	幸町四丁目6-2	高圧以上	2,000	96,017	(96,017)	(0)			○		○		
42	石巻北高等学校飯野川校	石巻市	相野谷字五味前上40	高圧以上	150	90,645	(90,645)	(0)			○		○		
43	ライフル射撃場	石巻市	沢田字金山51-1	高圧以上	2,330	67,948	(67,948)	(0)		○			○		
44	宮城県クレー射撃場	村田町	大字足立字大平山1-24	高圧以上	780	45,528	(31,903)	(13,625)			○		○		
45	仙台保健福祉事務所黒川支所	富谷市	ひより台2丁目42-2	高圧以上	195	35,551	(29,133)	(6,418)		○			○		
46	仙台地方振興事務所(水産漁港部)	塩竈市	新浜町一丁目9番1号	高圧以上	2,000	34,301	(34,301)	(0)	○		○				○
47	宮城県障害者総合体育センター	仙台市宮城野区	幸町四丁目6-1	高圧以上	400	28,291	(28,291)	(0)			○		○		

※設置方法「屋上」とは主に平地の陸屋根を指しています。

※設置方法「屋根」とは主に平地の折板屋根を指しています。

※「重塩害地域」は海岸からの距離が500m未満、「塩害地域」は海岸からの距離が500m以上2km未満を指しています。

リスト②:需要地「敷地外設置により電力供給を受ける県有施設」

No	【施設名】	【年間電力消費量(kWh)】		
		(年間昼間)	(年間夜間)	
1	宮城県庁舎(議会, 行政, 警察)	7,676,278	(5,251,073)	(2,425,205)
No2以降は契約締結後にデータ提供します。				

リスト③:発電地「県有未利用地」

No	【施設名】	【所在地】		【設置可能面積(㎡)】	設置方法				塩害地域		
					野立て	屋根	屋上	カーポート	非該当	塩害	重塩害
1	旧農業実践大学校農産学部 古川教場跡地	色麻町	王城寺字八原29-1,30	117,931	○				○		
2	旧米谷工業高等学校	登米市	東和町米谷字古館88 ほか	55,595	○	○	○	○	○		
3	旧栗原農業高等学校	栗原市	若柳字川南上堤90-1、256 ほか	50,441	○				○		
4	船形の郷農用地・旧建物・グラウンド跡地	大和町	吉田字上童子沢21	50,000	○				○		
5	大河原商業高等学校(R9更地予定)	大河原町	西原前154-6	46,939	○				○		
6	水産技術総合センター種苗生産施設跡地	石巻市	谷川浜地内	30,000	○						○
7	旧農業・園芸総合研究所蚕業部跡地	亶理町	字旧館10-3,43-4,44-1,75-1,館南80-1、字雪穴148-3	19,135	○				○		
8	向洋海浜公園駐車場	仙台市宮城野区	中野	8,500				○			○
9	介護研修センター跡地	大崎市	鹿島台平渡字上敷19-7	7,398		○		○	○		
10	旧本吉農業改良普及センター	気仙沼市	本吉町津谷松岡152-2	4,923	○				○		
11	南三陸警察署	南三陸町	本吉町津谷松岡152-2	4,286	○						○
12	仙台港中央公園駐車場	仙台市宮城野区	港2丁目5	4,030				○			○
13	向山住宅(跡地)	仙台市太白区	向山三丁目15-8	3,509	○				○		
14	安養寺中2号住宅(跡地)	仙台市宮城野区	安養寺三丁目20-54, 20-55	3,260	○				○		
15	迫桜高等学校職員宿舍跡地	栗原市	若柳字川南上堤70	2,892	○				○		
16	築館1号寮	栗原市	築館留場遠の木16-3	2,542	○				○		
17	築館地区教職員共同宿舍跡地	栗原市	築館字萩沢土橋32-44	2,233	○				○		
18	下愛子住宅	仙台市青葉区	落合二丁目401-1	2,156				○	○		
19	石巻1号・2号住宅(跡地)	石巻市	南中里三丁目153	2,060	○				○		
20	麿川敷	仙台市太白区	郡山字小原55-21 外	2,060	○				○		
21	築館1号住宅・2号寮	栗原市	築館留場遠の木2-1	2,000	○				○		
22	気仙沼住宅・新城寮	栗原市	東新城三丁目9	1,991				○	○		
23	石巻高等技術専門学校寄宿舎跡地	石巻市	門脇字青葉西57番の一部	1,987	○					○	
24	旧大崎保健所岩出山支所跡地	大崎市	岩出山字浦小路35	1,701	○				○		
25	古川1号・2号住宅(跡地)	大崎市	古川南新町96	1,692	○				○		
26	旧本館・本館(事務研究棟・研修棟)	大衡村	大衡はぬ木14-1	1,634		○	○		○		
27	下愛子寮	仙台市青葉区	落合二丁目401-8, 401-67	1,605				○	○		

28	行政財産(多賀城分庁舎)	多賀城市	鶴ヶ谷一丁目4-1	1,518		○	○		○		
29	小牛田地区教職員共同宿舎跡地	美里町	字志賀町二丁目6-4	1,445	○				○		
30	志津川教職員共同宿舎(RC2)	南三陸町	志津川字廻館15-173	1,387			○			○	
31	迫第一地区教職員共同宿舎	登米市	迫町佐沼字八幡2-6-15	1,386			○		○		
32	防災行政無線中継所(黒森山中継所)	仙台市青葉区	芋沢字横山164	1,300	○				○		
33	迫地区第二教職員共同宿舎	登米市	迫町佐沼字新大東171	1,267			○		○		
34	石巻地区教職員共同宿舎	石巻市	泉町4-11-32	1,178			○			○	
35	館山地区教職員共同宿舎	気仙沼市	館山1-6-207	1,122			○			○	
36	南気仙沼地区教職員共同宿舎 1号棟・2号棟(RC3)	気仙沼市	上田中1丁目6-5	1,112			○		○		
37	石巻寮・3号住宅	石巻市	南中里三丁目106-2	1,110			○		○		
38	角田地区教職員共同宿舎	角田市	角田字牛館3-7	1,105			○		○		
39	仮設住宅跡地	石巻市	門脇字青葉西91番1	1,031	○					○	
40	気仙沼南郷中長期派遣職員用仮設寮A棟・B棟	気仙沼市	南郷6番4	1,012			○			○	

※設置方法「屋上」とは主に平地の陸屋根を指しています。

※設置方法「屋根」とは主に平地の折板屋根を指しています。

※「重塩害地域」は海岸からの距離が500m未満、「塩害地域」は海岸からの距離が500m以上2km未満を指しています。